

舞鶴市上下水道部公告第 5 号

次のとおり条件付き一般競争入札を実施するので、舞鶴市上下水道部契約規程（昭和 42 年水道部規程第 2 号）により準用する舞鶴市契約規則（昭和 39 年規則第 25 号）第 3 条に基づき公告する。

令和 7 年 2 月 21 日

舞鶴市長 鴨田 秋津

1 概要

- | | | | |
|------------|--------------------------------|-----------|--|
| (1) 名 称 | 東浄化センター消臭剤購入 | | |
| (2) 物件の仕様等 | 別記仕様書のとおり | | |
| (3) 予定数量等 | 薬品 A : アメニクリーン 530BN | 6,760kg/年 | |
| | 薬品 B : シュカッターMA | 6,760kg/年 | |
| | 薬品 C : 無臭元 AE400-VZ | 6,760kg/年 | |
| (4) 履行期間 | 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日 | | |
| (5) 納入場所 | 舞鶴市字市場地内他 | | |
| (6) 担当課 | 舞鶴市上下水道部下水道整備課東浄化係（東浄化センター） | | |

2 競争入札参加資格

この入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たし、かつ 5 に掲げる競争入札参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 舞鶴市物品及び役務の供給に係る競争入札参加資格等に関する要綱（昭和 63 年告示第 9 号）による令和 6 年度の競争入札参加資格を有する者で、京都府内に本社（店）又は委任先である支店（営業所）があり、取引希望品目の登録を中分類：「薬品、塗料類」・営業品目（小分類）：「化学・工業薬品」として登録しているもの。
- (3) 申請書提出期限日から落札決定までの間において、舞鶴市入札参加停止に関する要領（平成 30 年告示第 34 号）に基づく入札参加資格の停止（以下「入札資格停止」という。）の期間中でない者であること。
- (4) 申請書提出期限日から落札決定までの間において、舞鶴市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成 24 年告示第 171 号）に基づく入札参加等除外措置を受けていない者であること。
- (5) 申請書提出期限日以前 6 か月から落札決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更

生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。) でないこと。

3 仕様書等の閲覧

(1) 日付 令和 7 年 2 月 21 日 (金) 以降

(2) 方法 舞鶴市ホームページからダウンロードすること。

ただし、これによりがたい場合は有償で配布するので、希望者は事前に契約課 (電話 0773-66-1065) まで連絡すること。

4 仕様書等に係る質問の受付及び回答

質問は、質問書により提出すること。

(1) 受付期限 令和 7 年 3 月 6 日 (木) 正午まで

(2) 受付場所 舞鶴市上下水道部下水道整備課東浄化係 (東浄化センター)

(3) 提出方法 ファクシミリに限る。(FAX : 0773-62-1999)

(4) 回答期日等 令和 7 年 3 月 10 日 (月) 下記 5 において参加資格があると認められた者にファクシミリにより回答する。

5 競争入札参加申請書の提出期限等

(1) 期 限 令和 7 年 3 月 6 日 (木) 午後 5 時 まで

(2) 提出場所 〒625-0025 舞鶴市字市場 732 番地

舞鶴市上下水道部下水道整備課東浄化係 (東浄化センター)

(3) 提出方法 郵送等に限る。

ただし、提出期限厳守で提出先への配達方法の記録が残る方法で送ること。

封筒表には、「東浄化センター消臭剤購入 申請書在中」と記載すること。

(4) 提出書類

① 入札参加申請書 (様式 1)

② 返信用封筒 (第 I 種定型郵便物に住所及び氏名を記入し、110 円切手を貼ったもの)

(5) 競争入札参加資格の確認結果の通知等

令和 7 年 3 月 10 日 (月) 郵送及びファクシミリ送付

6 入札 (開札) 執行の日時及び場所等

(1) 開札日時 令和 7 年 3 月 19 日 (水) 9 時 10 分

(2) 開札場所 舞鶴市字北吸 1 0 4 4

舞鶴市役所 別館 4 階 411 会議室

(3) 入札書類の提出方法

郵便による。(7の方法により郵送すること。)

(4) 入札書類

ア 入札書

イ 競争入札参加資格があることを確認した旨の通知書の写し

7 郵便による入札書の提出方法

(1) 入札参加者は 6.(4) の入札書類を、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法により、7.(7) を配達日指定として郵送すること。

(2) 入札書類は二重封筒とし、表封筒に「東浄化センター消臭剤購入 入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書類を入れ、封緘等の処理をすること。

- (3) 入札書は、**配達指定日必着**です。期日に届かない場合は、入札を辞退したものとみなすので、ゆとりをもって手続きすること。(配達日指定郵便は3日前までに手続きが必要)
- (4) 郵送にかかる費用は入札参加者の負担とする。
- (5) 入札を辞退する場合は、入札執行時までに入札辞退届を郵送(この場合方法は問わない。)又は持参により提出すること。
- (6) 入札書の送り先
〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地
舞鶴市総務部契約検査室契約課
- (7) 配達指定日
令和7年3月17日(月)、令和7年3月18日(火)

8 入札に関する注意事項

(1) 入札書記載金額

予定数量で計算した総額及びその単価について所定の入札書に記載すること。

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の中止

入札者が1人に満たない場合は入札を中止する。

(3) 再度入札

開札の結果、落札者がいない場合は、無効となった者を除き再度郵便により入札を行う。

この場合、再度入札は1回とし、開札日等はあらためて指定する。

(4) 落札者の決定

舞鶴市契約規則第15条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、上記(1)の総額において最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

(5) 立会人

開札には、入札参加者のうち立ち会いを希望する方は入札参加者1者につき1名立ち会うことができる。

立会人が2名に満たない場合は、当該入札事務に関係のない職員を1名以上立ち会わせて行う。

立会人は、開札結果の確認、くじ引きの際の手續等を行うものとする。

(6) くじ引き

落札者となるべき同額の入札をしたものが複数いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

くじ引きは、くじを引くべき入札者がいずれも立会人として参加している場合(代表者若しくは委任状を持参した代理人が参加している場合)は、その者がくじを引き、参加していない場合は、入札担当職員と立会人が次の手順で行う。

- ① 入札担当職員がくじ引き用紙にくじに参加する者の数と同数の直線を記入し、そのうちの1に「落札」の表示(○印し)をする。
- ② 立会人のうちの1名が、①のくじの直線のそれぞれに1から順に任意に番号を付す。(このとき、当該立会人には、「落札」の表示が分からないようにして行う。)
- ③ 立会人のうち②の手續を行った以外の者のうちの1名が、くじ引きに係る入札書に1から順に任意に番号を付す。(このとき、当該立会人には、入札者の名称等がわからないようにして行う。)
- ④ 入札担当職員は、①と②で作成されたくじの番号と③で入札書に付された番号とを突合する。くじで「落札」の表示がされた直線に付された番号と同じ番号を付した入札書を提出した者が落札者となる。

- ⑤ 入札担当職員及び立会人の全員が、くじの結果を確認し、その証として当該くじ引き用紙に各自署名する。

(7) 入札結果の公表

落札者決定後、入札結果を舞鶴市ホームページに掲載する。

9 入札保証金

免除する。

10 契約保証金

免除する。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 公告等に示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 入札者の記名押印のない入札
- (5) 同一入札について同一の入札者によりなされた2以上の入札
- (6) 金額その他重要な部分の誤脱のある若しくは不明な入札又は金額を訂正した入札
- (7) 入札に関し連合等の不正行為をした者の入札
- (8) 1通の封筒に複数の入札書を入れたもの
- (9) その他市長があらかじめ指定した事項に違反したもの

12 落札の取消

- (1) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。
- (2) 落札者が、落札決定から契約締結までの期間に、本市の入札参加停止若しくは入札参加等除外措置を受けた場合または2.(6)に該当することとなった場合は、当該落札を取り消すものとする。

13 契約書の作成

作成を要する。(単価契約とする。)

14 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

15 入札に関する問い合わせ先

舞鶴市総務部契約検査室契約課 (電話 0773-66-1065)